

改正

平成30年7月2日条例第42号

岸和田市ホテル・旅館誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、ホテル及び旅館の設置を促進するための助成措置を講ずることにより、本市の観光の振興及び市内のにぎわいの創出を図り、もって市内経済の活性化及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(次号において単に「性風俗関連特殊営業」という。)に該当する営業を除く。以下「旅館・ホテル営業」という。)の用に供する施設であつて、規則で定める要件を満たすものをいう。
- (2) 旅館 旅館・ホテル営業の用に供する施設であつて、規則で定める要件を満たすものをいう。
- (3) ホテル・旅館事業者 旅館・ホテル営業を営み、又は第三者に営ませる者であつて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ、その役員(同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。)が同法第2条第6号に規定する暴力団員又は岸和田市暴力団排除条例(平成25年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないものをいう。

(助成措置対象事業者の指定)

第3条 ホテル・旅館事業者がこの条例に基づく助成措置を受けようとするときは、助成措置対象事業者の指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定は、市内にホテル又は旅館を新設しようとする者のうち市長が必要と認めるものについて、規則で定めるところにより行う。

(適用除外)

第4条 岸和田市ラブホテル建築規制条例(昭和59年条例第42号)第2条第2号アに規定する規則で定める構造及び設備の要件のうち、規則で定めるものについては、この条例の適用を受けるホテル及び旅館には適用しない。

- 2 前条第1項の指定を受けたホテル・旅館事業者(以下「指定事業者」という。)が当該指定に係るホテル又は旅館を建築しようとする場合については、岸和田市ラブホテル建築規制条例第4条第1項の規定による届出をすることを要しない。

(指定事業者の承継)

第5条 指定事業者が当該指定に係る事業の全部を譲り渡し、又は指定事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出が適正なものであると認めるときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人を引き続き指定事業者として指定することができる。

(助成金の交付)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、指定事業者に対し助成金を交付することができる。

- 2 助成金は、次の各号に掲げるもので市長が認めたものについて交付するものとする。

- (1) 指定事業者がホテル又は旅館を新設するために取得した土地(現に所有する土地でホテル又は旅館の敷地として使用しようとするものを含む。)、家屋及び償却資産(償却資産にあつては、当該ホテル又は旅館の営業を開始した日の属する年の翌年の12月31日までの間に取得したものに限り。)
- (2) 指定事業者がホテル又は旅館を新設するために借り受けた土地

- 3 助成金の交付を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより市長に交付の申請をしなければならない。

(助成金の額)

第7条 一の年度につき交付する助成金の種類及び額は、次の各号に定めるところによる。この場合にお

いて、それぞれの額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 土地の所有に対する助成金 当該土地に対して賦課され、納付された前年度の固定資産税額に相当する額
- (2) 家屋の所有に対する助成金 当該家屋に対して賦課され、納付された前年度の固定資産税額に相当する額
- (3) 借地権に対する助成金 当該借地に係る借地料（複数の地権者から土地を借り受けている場合にあっては、それぞれの借地に係る借地料の合計額）の2分の1に相当する額。ただし、その額が年間500万円を超える場合は500万円とする。
- (4) 償却資産に対する助成金 前3号に掲げる土地、家屋又は借地に附属する新たに取得した償却資産に対して賦課され、納付された前年度の固定資産税額に相当する額
(助成金の交付の開始時期及び交付期間)

第8条 助成金の交付の開始の時期は、当該指定事業者の指定を受けた日の属する年度以後において当該助成金の算定の基礎となった固定資産税が賦課され、納付された年度の翌年度とする。ただし、前条第3号の規定による助成金については、借地契約締結後に初めて借地料の支払を行った日の翌年の4月以降交付を開始するものとする。

2 助成金の交付期間の上限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号の規定による助成金 交付開始から10年間
- (2) 土地を所有する場合における前条第2号の規定による助成金 交付開始から10年間
- (3) 借地権を有する場合における前条第2号の規定による助成金 交付開始から5年間
- (4) 前条第3号の規定による助成金 交付開始から5年間
- (5) 前条第4号の規定による助成金 当該助成金について初めて交付を受けたものに係る交付開始から2年間

3 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により引き続き指定事業者として指定を受けた当該指定に係る事業の承継者にあつては、当該承継前の指定事業者に対する交付期間の残存年数を交付期間の上限とする。

(市の施策への協力)

第9条 指定事業者は、災害対策、観光振興等に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(遵守義務)

第10条 指定事業者は、ホテル又は旅館を設置するために新たに土地を取得し、又は借り受ける場合にあつては、当該土地を取得し、又は当該土地に係る借地契約を締結した日から、現に所有する土地にホテル又は旅館を設置しようとする場合にあつては、当該指定事業者の指定を受けた日から起算して1年以内にその土地を敷地としてホテル又は旅館の建設に着手しなければならない。

2 指定事業者は、ホテル又は旅館を設置するために新たに土地を取得し、又は借り受ける場合にあつては、当該土地を取得し、又は当該土地に係る借地契約を締結した日から、現に所有する土地にホテル又は旅館を設置しようとする場合にあつては、当該指定事業者の指定を受けた日から起算して3年以内に当該ホテル又は旅館の営業を開始しなければならない。

3 指定事業者は、ホテル又は旅館の営業の開始後15年（土地を借り受けホテル又は旅館を設置する場合にあつては7年）以上営業しなければならない。

4 指定事業者は、新たに取得した償却資産（第6条第2項の規定により助成金の交付を受けた物に限る。）を、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、売却し、その他処分してはならない。ただし、当該償却資産に係る助成金の交付開始後3年を経過した場合は、この限りでない。

5 指定事業者は、良好な環境を損なうことのないよう常に配慮するとともに、必要な対策及び措置を講じなければならない。

(報告等)

第11条 市長は、指定事業者の決定又は助成金の交付に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、ホテル・旅館事業者に対して報告を求め、又は職員をしてその事務所その他関係のある場所に立ち入らせ、関係書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく報告、検査等により是正の必要があると認めるときは、指定事業者に対し必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(その他の助成措置)

第12条 市長は、指定事業者に対し、指定事業者の事業の継続に資すると認められる事項について、規則で定めるところにより、その他の便宜を供与することができる。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、助成金の全部若しくは一部の返還を命じ、又はその他必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成措置を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの条例に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) 指定事業者の指定の決定後生じた事情の変更により、事業を継続することができなくなったとき。
- (4) 市税を納期限内に完納しなかったとき。
- (5) その他市長が助成金の交付の取消しの必要を認めたとき。

2 前項の規定により指定事業者が助成金の返還を命じられた場合は、別に規則で定めるところにより、既に受けた助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第3条第1項の規定による指定を受けた指定事業者（第5条第2項の規定により指定を受けた者を含む。）に係る助成措置については、この条例は、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成30年7月2日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。